

令和3年1月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和3年1月20日開会

丸亀市農業委員会

令和3年 1月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年1月20日(水) 午前9時30分～午前11時10分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
主 任 中山 弘美
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
2. その他

報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第6号 許可後の事業計画変更申請について
議案第7号 農地改良に係る届出について

報 告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第3号 許可後の取消願について
報告第4号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

令和3年1月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 定刻が参りましたので、ただ今から令和3年1月の農業委員会定例総会を開会いたします。換気のために、窓を開けていますが、ご了承ください。それでは、本日、机の上にお配りしてあります資料の確認をお願いいたします。まず①総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回日程）、②議案書追加分（鑑と報告第4号）、③農業委員会活動記録簿記入例です。不足等はありませんか。それでは、活動記録簿をお出しください。本日の総会出席についても忘れずに、お隣と確認しながら、本日の総会出席の記入をお願いします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いします。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から令和3年1月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 新年あけまして、おめでとうございます。今年もどうぞ、よろしくお願いいたします。今年一年、農業者の代表として、農業・農村の持続的発展に向けて、私たちのできることは限られていますが、力一杯がんばっていきたいと思いますので、よろしくご協力をいただきたいと思います。今年はずっと平穏な年になるかと思っていたら、新型コロナウイルスが収まる気配がありません。観光産業や外食産業はたいへんな痛手を被っています。農業関係につきましても、今日の新聞に載っていましたが、メロンが非常に安いとか切花（菊）が半値であるとか、だんだんと影響が出てきています。米に関しても、外食産業が関係していますが、消費も鈍いようです。米価も生産調整がうまくいかないと、暴落するかもしれないと報じられています。早くコロナ禍が収束するように願っています。毎月、農業委員会総会、また推進委員連絡会の後で、意見交換を行っています。12月の推進委員連絡会で出た意見を紹介します。農地集積が進められているが、法人の方も構成員が高齢化して、これ以上、農地を借り入れるのは難しいということです。家族農業は代々伝わってきましたが、認定農業者とか法人とかの事業継承は大変になると思います。農業を辞めたときに、どうなるのだろうと、私も心配していましたが、それが現実になったようです。コロナが収束すれば、「人・農地プラン」を早く策定するための座談会をやっていく必要があります。どういう範囲で召集するのか、集落単位で全員を集まるのか、また、大きな範囲で集落代表者に集まってもらって話をするのか、また、地域を越えて水利関係で集まってもらって話をするのか、規模はどれくらいにするのか、いろいろ想定されますが、考えていただきたいと思います。皆さんから意見を聞いて、議論する場をつくりたいと考えています。

座って議事を進めます。本日の出席委員は16名全員で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は14番の登倉委員と15番の大林副会長にお

願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題といたしまして、議題1.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、議題2.「その他」です。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、説明いたします。資料は「丸亀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」表裏です。11月に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の案を説明し、12月に農業委員、推進委員からご意見をいただきました。その意見を反映して、別紙のとおり修正し、役員の方にご確認いただきました。この内容で決定とし、市ホームページに掲載しようと思いますが、再度、読み上げます。

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が施行されました。その中で、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられました。

丸亀市においては、都市化された平地から中山間部、島しょ部と多様な地域が存在し、それぞれの地域によって農家の利用状況が異なります。農家1戸当たりの平均耕地面積が全国平均の半分以下で、小規模経営の農家が大部分を占めていますが、温暖少雨の瀬戸内式気候、自然災害が少ないなどの立地状況を生かして、米麦中心から野菜、果樹、施設園芸などを組み合わせた複合経営、集約的な農業経営への転換が進んで来ています。今後は、農地と、農業用水路や農道などの農業用施設を守りながら、農業振興を図る必要があります。また、農業従事者を減らさないため、農業法人や認定農家に加えて、兼業農家などの小規模経営農家を支援し守りながら、担い手を育成し、農地の集積・集約を図っていくことが、遊休農地の発生防止につながるものと考えます。

しかしながら、本県特有のため池を中心とする複雑な水利慣行や、比較的平地が多く幹線道路や点在する住宅も多いこと等から、基盤整備事業が進んでおらず、大型農業機械の進入が困難な農地もあり、農地の集積・集約を難しくしているのが現状です。

以上のようなことを踏まえて、農業改良普及センター、農地機構、JA、土地改良区など関係機関と連携して、丸亀市の農業の特色を活かし活力ある農業・農村を築いていきます。

法律改正によって平成29年度から農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が創設され、担当区域ごとに新たな遊休農地の発生防止を行うことを第一義に据えて、法第7条第1項に基づき「農地等の利用の最適化」が図られるよう、具体的な目標と推進方法を定めるものです。

なお、この指針は、令和5年度末を最終目標とし、3年ごとの農業委員並びに推進委員の改選期に目標の検証、見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動・目標については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

現状は、管内の農地面積2,727ヘクタール、遊休農地面積35ヘクタール、遊休農地の割合1.3%ですが、3年後の目標が、管内の農地面積2,667ヘクタール、遊休農地面積26ヘクタール、遊休農地の割合1.0%、令和6年3月の最終目標が、管内の農地面積2,647ヘクタール、遊休農地面積23ヘクタール、遊休農地の割合0.9%です。

目標設定の考え方は、①令和5年度末までに、遊休農地面積を現状より12ヘクタール削減することを目標とする。②新たな遊休農地の発生を防止する。③委員1人当たり年間1件以上、遊休農地解消のための指導や農地機構へのあっせんを行う。

具体的な推進方法は、①農業委員と推進委員がチーム体制を作り、農地利用状況調査（農地パトロール）を6月～8月を中心に市内一斉に行う。②農業委員と推進委員がチームで、農地所有者への個別面談を基本とする農地利用意向調査を9月、10月を中心に進行。農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付を勧める。③推進委員は、月1回程度の農地パトロールを行い、担当区域内の農地利用状況の変化、農家の意向把握に努めるとともに、遊休農地発生を未然に防止する。④耕作されていない農地（草刈り、耕起のみの管理状態）所有者への面談を行い、農地中間管理事業の活用を推進する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

現状は、管内の農地面積2,727ヘクタール、集積面積756ヘクタール、集積率28%ですが、3年度後の目標が、管内の農地面積2,667ヘクタール、集積面積990ヘクタール、集積率37%、令和6年3月の最終目標が、管内の農地面積2,647ヘクタール、集積面積1,060ヘクタール、集積率40%です。

目標設定の考え方は、①香川県農地管理事業の推進に関する基本方針（平成28年9月改正）及び、丸亀市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成31年3月）に基づき、令和5年度末までに、担い手への農地利用集積率を40%まで引き上げることを目標としている。

具体的な推進方法は、①市ホームページ、市広報、農業委員会だより等を活用し、農地中間管理事業の周知を行う。②耕作されていない農地、後継者が不在となる恐れがある農地所有者に対して、農地中間管理事業の利用を勧めるとともに、農地集積専門員との連携を強化し、担い手への集積を図る。③地域の農業者との「人・農地プラン」の計画策定のための意見交換会に積極的に参加し、農地中間管理事業の更なる活用を通じて、農地の集積・集約を図ることによって生産性の向上に寄与する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状は、新規参入者（法人を含む累積）22経営体、新規参入者取得（借入）累積面積25ヘクタールですが、3年後の目標が、新規参入者（法人を含む累積）28経営体、新規参入者取得（借入）累積面積28ヘクタール、令和6年3月の最終目標が、新規参入者（法人を含む累積）30経営体、新規参入者取得（借入）累積面積29ヘクタールです。

目標設定の考え方は、①年間2経営体（法人含む）の新規参入、1ヘクタールの取得（借入）を目標とする。

具体的な推進方法は、①農業改良普及センター、市、JA等と連携して新規参入者の受入条件の整備を図るとともに農業経営相談にも関わり、助言・指導を行う。②貸借、売買等の可能な農地の紹介、あっせんを行う。

ただ今、読み上げたのが、これから3年間「農地等の利用の最適化」が図られるよう活動を進める目標と推進方法になります。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件について、ご質問等はありませんか

●農業委員（高吉和博君） 遊休農地の発生防止・解消についての具体的な推進方法についてです。「農業委員と推進委員がチームで、農地所有者への個別面談を基本とする農地利用意向調査を9月、10月を中心に行う」と書いています。9月、10月は繁忙期です。認定農業者は忙しいと思います。4月、5月にしたら、どうですか。

●事務局長（小西裕幸君） 農業委員、推進委員がチームでの農地利用意向調査についてですが、その前の農地利用状況調査を6月～8月を中心に行うことになっています。農地利用状況調査で新たに見つかった遊休農地について、農地利用意向調査を行うことになっています。件数は60、70件あります。担当地区に分けて、委員に農地利用意向調査を回っていただいています。9月、10月に農地利用意向調査をお願いして

いる理由は、11月末までに集計結果をまとめて、半年間の間に対応していただいています。時期としては、9月、10月に農地利用意向調査をして、その後のスケジュールも決まっています。9月、10月は農繁期ですので、委員の皆様は大変だと思いますが、9月、10月に農地利用意向調査をしていただきたいと考えています。

●会長（松岡繁君） 11月末までに報告することになっていますので、基本的に9月、10月に農地利用意向調査をすることになります。人によって繁忙期は違うので、柔軟に対応してください。農業委員と推進委員がチームをつくるということになっていますが、二人一組になれば倍の時間がかかりますので、一人ずつで行くのかどうかは工夫してください。先ほど、局長がおっしゃったように、6月から8月に農地利用状況調査をした中から、抽出して農地利用意向調査をするようになるので、件数もそれほど多くないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●農業委員（高吉和博君） 去年した調査とは違うのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 昨年の1月から6月に農地利用の意向に関するアンケート調査をしていただきました。それとは別のものです。6月から8月までの農地利用状況調査に基づく、荒廃農地の農地利用意向調査になります。

●会長（松岡繁君） 6月から8月の調査で新規に発生した荒廃農地についてです。全く新規の荒廃農地が無い地区もあります。

他にありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） はい。農業委員・推進委員の年間スケジュールはありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 年間スケジュールは通常総会のときに掲載しています。

●農業委員（宮武雅毅君） その年間スケジュールに基づいているということを、委員に承知してもらえばいいと思います。

●事務局長（小西裕幸君） 毎月の定例総会とは別に、5月に通常総会を行っています。通常総会の資料の中に年間スケジュールが入っています。現在の委員の半数ほどは、任期前で通常総会に出席していませんので、来月に配布するようにします。

●会長（松岡繁君） よろしいですか。ただ今読み上げたのが、これから3年間の活動の目標と推進方法になります。遊休農地になると、簡単に解消はできませんので、新たな遊休農地の発生を防止することに重点を置いています。委員1人当たり、年間1件以上活動をする指針になっています。この指針に基づいて、活動をお願いします。

それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1.「定例農家相談会の開催結果について」、事務局から報告

いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。次第の裏面をご覧ください。前回の農家相談開催結果を報告いたします。座って説明いたします。飯山市民総合センター開催分は、令和2年12月28日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は、令和3年1月5日火曜日、葛原委員で、綾歌市民総合センター開催分は、1月12日火曜日、松岡正雄委員で、それぞれ午前9時から正午まで行い、本庁開催時に1件相談がありました。相談内容は、①自分の家の近くの農業振興地域はどこか、②農業を続けるのが難しくなっている。息子に農業を継がせるにあたり、何か支援制度はないか、③相続をする時に納税猶予の制度があるか、などの相談であり、相続にしても、息子への継承にしても、すぐに具体的な問題があるというのではないが、知っておきたいとの話でありました。農業振興地域については、農業振興地域の概要を話し、地番が分かれば農林水産課で確認できること、農業支援制度については、支援策の一つとして認定農業者になれば補助制度があること、納税猶予については、相続する方、される方で該当条件があり、税務署へ申告の際に農業委員会の適格者証明書が必要になることを話し、農林水産課や税務署へつなく話をしましたが、今はまだ構わないとの返事でありました。次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は1月27日金曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は2月5日金曜日、大口委員、綾歌市民総合センター開催分は2月10日水曜日、松岡会長の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。「農家相談の手引」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長（松岡繁君） ただ今の事務局の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、令和2年分丸亀市賃借料情報の説明をいたします。資料は「令和2年分丸亀市賃借料情報」です。農地法が平成21年に改正され、それまでの標準小作料制度というのが廃止されました。そこで、農地の貸借は原則として、自由契約になっております。今までの標準小作料の制度に替わり、賃借料の目安として、その状況を毎年、地区別に集計して、ホームページ等で公表することになっております。今回、この令和2年分のデータをホームページにアップロードする予定です。なお、最終行にもありますとおり、近年は8割強が使用貸借、つまり無料の貸借になっています。よって、賃貸借につきましても、サンプル数が少なくなります。そのために、毎年の金額の変動は大きくなっています。農家の方から、問い合わせがありました場合には、これはあくまで参考ですということで、お知らせしていただければと思います。以上です。

●会長（松岡繁君） この件について、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようです。「令和2年分丸亀市賃借料情報」につきましては、この内容で、市のホームページで公開いたします。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長(小西裕幸君) 農家相談の開催時間について提案いたします。農家相談につきましては、毎月、旧丸亀、綾歌、飯山において、午前9時から正午まで、農業委員の皆様と交代で出席をお願いしています。農家相談は、農地を守り、有効利用を行うために、農地法等の法令に基づく指導や問題解決のための方法を話し合う農業委員会の大切な業務です。この農家相談の件数ですが、昨年度が年間で12件、本年度が現在のところ、8件です。利用者が少ないので、利用者を増やすために、毎月の広報誌で日時・場所の案内を行っており、今月発行の農業委員会だよりでも周知を行っています。今回、委員の皆様と相談させていただく内容は、さらに利用者を増やすため、どのような改善が必要かということと、来年度から現在の9時から正午までの3時間の相談時間を、例えば9時から11時の2時間に変更してはどうかという提案です。時間を短くするのは、利用者を増やすのとは逆と思われるかもしれませんが、現状の利用状況からの提案であります。農家相談の開催時間と利用者を増やす手立てについて、ご意見をいただきたいと思っております。

●会長(松岡繁君) 今、事務局から農家相談について提案がありました。農家相談というのは大切な業務です。開催時間について、9時から11時に短縮してはどうかという提案がありました。ご意見ありませんか。

●農業委員(宮武雅毅君) 開催時間を2時間にすることについては、賛成です。11時前に相談者が来たときは、どうするのかという問題があります。受付時間を11時までとした方がいいと思います。

●農業委員(谷本公紀君) 私が農業委員になってから、2回、農家相談を受け持ったのですが、相談があったのは1回だけです。効率が悪いと思います。私も仕事がありますし、3時間も何もせずに座っているのは非効率だと思います。事前に予約をしてもらおうとかの方法があると思います。どうでしょうか。

●事務局長(小西裕幸君) ただ今、2人の委員から、ご意見をいただきました。1件目の表示の仕方、受付を9時から11時までにしてはという、ご意見です。そちらの方が利用者にはっきりと伝わると思っておりますので、その方向で考えてみます。2件目の事前予約についてです。件数は少ないのですが、事務局へ農家相談に行きたいという電話がかかってくる場合があります。その場合は、内容等を聞き取りして、担当委員に事前に連絡したいと思っております。予約がなくても、当日、相談に来る場合もありますので、決まった時間に担当委員に待機していただきたいと考えています。いかがでしょうか。

●会長(松岡繁君) 谷本委員のおっしゃることも分かりますが、農家相談は全国的に取り組んでいる農業委員会の大切な事業です。任期中の3年間は、毎月ではありませんので、がんばってやっていただきたいと

思います。3時間を2時間に短縮して、11時までに来た人は受け付けるということで、柔軟に対応したい
と思います。農家相談の時間を短縮するというので、よろしいでしょうか。来年度から、そのように取り
組んでいきます。その他の報告事項はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で、報告は終わりました。続いて、農地に関する議案に移りたいと思います。本
日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。土地に関する議題といたしまして、

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第5号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」

議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」

議案第7号「農地改良に係る届出について」

報告といたしまして、

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

報告第3号「許可後の取消願について」

報告第4号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願」です。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に
供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。議案書の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よ
ろしくお願いします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は9件
です。

1番、津森町・・・合計面積1,612.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図
る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、中津町・・・面積310.00㎡【議案読み上げ】

この案件は高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、柞原町・・・面積 575.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田上・・・合計面積 2,541.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてですが、

5番、綾歌町富熊・・・面積 8,592.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、後継者である子へ生前一括贈与を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町富熊・・・面積 2,213.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画は停止されています。

7番、綾歌町富熊・・・面積 514.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

8番、飯山町真時・・・面積 1,559.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3ページにかけてですが、

9番、飯山町川原・・・面積 1,072.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で主に果樹を作付けする計画が提出されています。

以上9件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できる見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積

要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定など全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 議案の備考欄に水稻を作付けするとか野菜を作付けするとか記入できませんか。

●事務局長（小西裕幸君） システム上、対応するのは難しいです。

●会長（松岡繁君） 口頭で説明していますので、各自で記入してください。大西次長が3条の説明をした時にも申したのですが、3条で農地を取得した場合は、3年3作は耕作をしなければなりません。それを確認しておいてください。

他にご質問等はありませんか。無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から9番の各案件を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請」9件は、原案どおり、許可することに決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは4ページをお開きください。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、柞原町・・・合計面積1,116.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、川西町南・・・合計面積7,209.28㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地にデイサービス施設等の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に、現地調査をしていただき、問題ないものと確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適正適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようです。それでは採決をいたします。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から2番の各案件を原案どおり、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようでありますので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは5ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は13件です。

1番、今津町・・・合計面積982.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、公益的施設が高度に整備されている地域として、第3種農地に区分されます。

6ページにかけてですが、

2番、今津町・・・面積2,321.08㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、川西町北・・・合計面積1,079.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅3棟の建築整備及び駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、川西町南・・・合計面積7,209.28㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年10月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをご覧ください。

5番、飯野町東分・・・合計面積499.28㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、敷地拡張して物置1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、垂水町・・・合計面積1,217.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、土器町西七丁目・・・合計面積1,688.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

8ページをご覧ください。

8番、飯山町東小川・・・面積402.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成29年ごろ農地を造成し、駐車場として利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用を解消するため、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年10月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページにかけてですが、

9番、飯山町真時・・・合計面積8,564.12㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅27棟の建築整備を図るものです。なお、申請地の一部において、平成3年ごろから隣地所有者の宅地の一部として利用されていましたが、今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年10月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯山町真時・・・合計面積579.29㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成10年ごろから、農地を造成し、物置場や駐車場として、隣接する宅地と一体利用していました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用を解消するため、所有権移転を行い、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年10月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農

地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 1 番、飯山町川原・・・面積 2,139.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 7 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がなされ、第 3 種農地に区分されます。

1 2 番、飯山町東阪元・・・合計面積 4,151.28 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 8 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がなされ、第 3 種農地に区分されます。

1 3 番、飯山町東阪元・・・合計面積 458.66 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、敷地拡張し、排水路用地の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がなされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 1 3 件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査していただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」整理番号 1 番から 1 3 番までの各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」1 3 件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、1 1 ページをお開きください。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第 4 号は 1 1 ページから 4 6 ページにかけて記載をしています。これは「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで、貸し借りの効力が発生するというものです。

申請件数は、合わせて 6 2 件、筆数 1 7 3 筆、面積 159,833.42 m²となっています。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以

上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） 農用地利用集積計画の新規と再設定の割合はどのようになっていますか。

●主査（岩崎正英君） 新規が多いです。

●会長（松岡繁君） 他に無いようでありますので、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」62件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第5号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、47ページをお開きください。議案第5号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。議案第5号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、47ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。

以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第5号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨、回答をいたします。続いて、議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは48ページをお開きください。議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・面積5,526.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年3月5日、太陽光発電設備の整備を図る計画で、農地法4条の許可を受けておりましたが、工事を進めていく中で、予定していたよりも転用面積を縮小することができたため、転用面積を当初の5,526㎡から4,886㎡に変更して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積4,132.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年9月25日、宅地分譲8区画の造成整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、新たな申請地を追加して、当初計画の8区画から12区画に、あわせて工期も当初計画の令和2年9月25日から令和3年3月10日までを、令和3年8月10日まで延長して、工事

の完了を図りたいと申請がありました。

以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議もないようでありますので、議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。続いて、議案第7号「農地改良に係る届出について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは49ページをお開きください。なお、議案第7号「農地改良に係る届出について」です。案件は1件です。

1番、川西町南・・・面積1,465.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で野菜を作付けするにあたって、畑の利便性を高めるため、0.65mの盛土をし、畑地造成をおこなうものです。

ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第7号「農地改良に係る届出について」1件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

●会長（松岡繁君） それでは報告事項に移ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第3号「許可後の取消願について」、報告第4号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願について」を、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、50ページをお開きください。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は1件です。

1番、田村町・・・合計面積2,024.30㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月21日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、51ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は10件です。

1番、今津町・・・面積839.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、貸貸人主導により離作補償なく合意解約をするものです。なお先ほどの議案第3号の第7番のとおりです。

2番、川西町南・・・合計面積2,984.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

52ページをお開きください。

3番、川西町南・・・合計面積1,174.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4番、川西町南・・・面積602.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

53ページをお開きください。

5番、川西町南・・・合計面積1,477.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、経営計画変更のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

6番、三条町・・・面積47.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、貸貸人主導により離作補償なく合意解約をするものです。

54ページをお開きください。

7番、垂水町・・・合計面積2,499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約をするものです。

8番、垂水町・・・面積1,179.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約をするものです。

55ページをお開きください。

9番、綾歌町富熊・・・面積459.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約をするものです。

10番、飯山町東小川・・・面積239.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作解消のため、離作補償なく合意解約をするものです。

次に、56ページをお開きください。

報告第3号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・面積5,526㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年3月5日に農地法第4条第1項の規定により、太陽光発電設備を整備する計画で転用の許可をいただきましたが、転用計画を変更するため、一旦取消をするものです。なお、転用計画変更の内容につきましては、許可地の一部取消ということで、先ほどの議案第6号の第1番でご審議いただきましたとおりです。

●事務局長（小西裕幸君） 続いて、報告第4号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願」を説明します。

申請地が、飯野町東分・・・合計面積1,680.00㎡【議案読み上げ】

この申請は、令和元年3月総会で、議案第14号の3条申請の議案番号第4番の所有権移転の申請でした。申請の内容は、亡くなられた・・・様の相続財産管理人が管理する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものでした。3月総会で審議した結果、再度現地確認が必要になり、確認の結果、公図と現況の違いが認められたので、譲受人が隣接農地の所有者と農地を効率的に利用でき、全部効率利用要件を満たせるよう、調整を依頼していたところ、申請取下願の提出がありましたので報告いたします。

以上、第1号から第4号までの報告を終わります。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にありませんか。それでは報告事項を終わります。以上で、1月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会いたします。最後に、委員からご意見、ご質問、また地域の実態などにつきまして、お話しをいただいています。本日は2人の委員に発言をお願いします。

（各委員発言）

●事務局長（小西裕幸君） 最後に、事務局から連絡事項を報告いたします。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせいたします。来月は2月19日金曜日の午前9時30分から本館2階第3会議室、こ

ちらの会場で開催いたします。毎月、総会の午後に、農地利用最適化推進委員に出席いただき、連絡会を開催していましたが、本県がコロナウイルスの感染拡大防止対策期に入り、県知事からも感染拡大防止対策の徹底が通知されたことを踏まえ、1月及び2月の農地利用最適化推進委員連絡会を中止とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。次に、現地調査について、お知らせします。農地転用等の締切日が2月5日金曜日になります。以前にお渡ししている現地調査の予定表では2月の調査が9日の火曜日で、関係委員には8日月曜日に連絡するようになっていましたが、申し訳ありませんが、調査日を10日水曜日に変更をお願いします。連絡は変わらず8日月曜日にいたします。再度申しますと、2月の現地調査は10日水曜日で、連絡は8日月曜日に行います。よろしくお願いいたします。それから、農業委員会活動記録簿の対象業務について、質問がありました。活動記録簿記入のサンプルをご覧ください。記入は、このように日付、時間や対象の農地の地番、そして誰と話して、結果どうなった等、詳しくご記入をお願いします。提出いただいた活動記録簿に基づいて、月ごとに計算して、半年ごとに報酬の支払いを行います。この報酬は「丸亀市の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支払っていますが、対象になる業務は、県の農地利用最適化補助実施要綱に基づいています。対象になる業務は、現在のところ、毎年、農地法に基づいて6月～8月頃に行う農地利用調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と、その調査に基づく農地利用意向調査、「人・農地プラン」に係る意向調査、地域協議などです。また、農家から相談を受けて農地機構を紹介したとか、雑草の苦情を受けて農地を確認して、農地の所有者や耕作者にあつて指導を行ったなども対象になります。以前に、農地の状況調査のために、農地の定期的な巡回をお願いしましたが、そのパトロールにより、荒れた農地を見つけて、土地の持ち主に話に行つたなどまで、行っていただいた時に、報酬の対象として申請を提出いただけたらと思います。なお、毎月の転用に関する現地調査は、この申請の対象になりませんので、よろしくお願いいたします。もしも、推進委員から問い合わせがあれば、このような説明か、事務局へ聞いていただくようにおっしゃってください。最後に、農家相談の時間変更について、ご協議いただきました。時間の変更は周知等の都合もありますので、来年度から、4月からの変更になります。連絡は以上になります。本日はありがとうございました。

(午前11時10分終了)